

集落組織の存続の要件と今後の課題

特別理事研究員 齊藤由理子

〔要 旨〕

集落組織は全体として減少し、機能も縮小しているが、この傾向は地域による差異が大きく、なお存続している集落組織が多数ある。

農林業センサスによる分析では、①農家戸数、②水田農業、③集落のコミュニティ機能が、地域による違いはあるが、集落組織の存続や機能の発揮に影響していると考えられる。

また、北海道の水田農業地帯のJAピンネの農事組合と神奈川県の大都市にあるJA横浜の支部の事例では、①～③を農協が支えている状況があり、加えて、④集落組織が農協と組合員にとって重要な役割を果たしていることや、⑤集落組織の事務局など農協による人的な支援も、組織の維持や機能発揮に影響していることがうかがえた。

目 次

はじめに

1 集落組織の変化とその地域性

- (1) 集落組織とは
- (2) 集落組織の地域性

2 JAピンネの農事組合

- (1) JAピンネの概要
- (2) 農事実行組合時代
- (3) 農事組合の組織、体制
- (4) 農事組合の機能
- (5) 農事組合へのJAの支援
- (6) 農事組合の課題と対応
- (7) 農事組合が存続し、機能を発揮している要件

3 JA横浜の支部

- (1) JA横浜の概要
- (2) 合併前の支部
- (3) 支部の組織、体制
- (4) 支部の機能
- (5) 支部へのJAの支援
- (6) 支部の課題と活性化の検討
- (7) 支部運営委員会と支部長情報交換会に参加して
- (8) 支部が存続し、機能を発揮している要件

4 まとめ

- (1) 集落組織の存続と機能発揮の要件
- (2) 集落組織の課題と対応

むすびにかえて

はじめに

集落組織は、集落を単位とした農家中心の組織である。農協（以下、総合農協を示す）ではこれを基礎組織と位置付けてきたが、農家の減少と高齢化、過疎化、都市化、農村の混住化などを背景に、集落組織の数は長期的に減少、機能は縮小し、そのせい弱化も懸念されている。

しかし、集落組織の構成員戸数は、なお農協の正組合員戸数の7割にあたり、集落組織を活用、重視している農協は多いと考えられる。2022～24年度を対象期間とするJA全国大会決議では、集落単位の基礎組織（本稿でいう集落組織）も含めて、組合員組織の整備・活性化に取り組むとしている。

本稿では、農林業センサスの集落組織に関する地域別のデータを分析し、次に、集落組織の機能が発揮されている2つの農協の集落組織の事例を紹介して、集落組織の存続の要件や今後の課題について考えたい。

1 集落組織の変化とその地域性

(1) 集落組織とは

集落組織は、実行組合、農事組合、農家組合、支部、生産組合など様々な名称で呼ばれているが、一つまたは複数の集落の農家を中心とした農業関係の自主的な組織がもとになっていることが一般的である。それを農協は基礎組織として、また行政は農政の実行組織として活用してきた。

農協の基礎組織としては、①組合員の農協経営への意思反映（集落座談会、総代等の選出単位など）、②農協からの情報伝達、③事業推進、④協同活動の場としての役割を担ってきた。小林（2013）の11年までのデータの分析によれば、長期的に事業推進の役割は低下、また意見交換の場として集落座談会を開催する農協の割合は6割に低下した。一方、8割以上の農協では、集落組織が総代の選出母体であり、農協の連絡事項の伝達が集落組織によって行われている。

農林水産省『総合農協統計表』（回答者は農協）は「集落組織」、また農林水産省『農林業センサス』（回答者は集落精通者）は「実行組合のある農業集落数」についてデータを公表している。総合農協統計表の集落組織の定義は「農家が生産面生活面で共同しあっている集落単位の農家集団」、農林業センサスの実行組合の定義は「農家によって構成された農業生産にかかわる連絡・調整、活動などの総合的な役割を担っている集団」であり、両統計の「集落組織」と「実行組合」は同じ組織を指していると考えられるので、以下、農林業センサスの「実行組合」についても「集落組織」と記述し、「実行組合のある農業集落」は、「集落組織のある農業集落」と記述する。

総合農協統計表によれば、19事業年度（以下「年度」という）の集落組織数は11万7,718、農林業センサスによれば、20年（2月1日現在）の集落組織のある農業集落は9万4,519^(注1)である。

(注1) 農林業センサスの集落組織のある農業集落

数が総合農協統計表の集落組織数を下回る理由、および、両統計の対象期間については、斉藤(2021)を参照されたい。

(2) 集落組織の地域性

a 集落組織数の長期的変化とその地域性

集落組織数は長期的に減少傾向にあるが、その状況は地域によって大きく異なる。

まず、全国の状況を総合農協統計表で見ると、1979年度の集落組織数20万4,097に対し、2019年度は11万7,718と、40年間で42.3%減少した。同統計により、1組織平均戸数(22戸)に集落組織数をかけて構成員戸数(259万戸)とし、正組合員戸数(353万戸)に対する割合を計算すると73.5%である。なお正組合員戸数の7割にあたる構成員を有するという、農協の組合員組織としてほかにない特質を持っている。

次に、農林業センサスのデータによって地域別の動向を把握する。同統計では農業集落の調査対象が05年に大きく変わり、それ以前の統計との継続性がとれない。そのため、①農業集落数、②集落組織のある農業集落の割合(以下「集落組織の割合」という)、③集落組織のある農業集落数(以下「集落組織数」という)について、1960年から2000年、2010年から2020年の変化をみた。③集落組織数の減少は、①農業集落数の減少と、②集落組織の割合の減少によるものであり、第1表では①と②のうち減少幅が大きい方に網掛けを行っている。

第1表からは、地域別の次のような特徴がみてとれる。

まず、1960年～2000年の40年間では、全国で③集落組織数は26.5%減少した。地域

第1表 集落組織のある農業集落数等の長期的推移

(単位 %)

	農業集落数の増減率①	集落組織のある農業集落の割合の増減率②	集落組織のある農業集落数の増減率③	1960～2000年		2010～2020年		集落組織のある農業集落の割合	
								1960	2020
				増減率①	増減率②	増減率①	増減率②	増減率③	
全国	△11.3	△17.1	△26.5	△0.7	△6.1	△6.8	95.4	68.4	
北海道	△34.4	△5.3	△37.8	△1.0	△5.9	△6.8	94.6	70.9	
東北	△6.5	△4.8	△11.0	△0.5	△3.9	△4.4	91.1	75.5	
北陸	△5.5	△2.1	△7.5	△0.1	△1.2	△1.3	96.4	88.4	
北関東	△16.5	1.5	△15.2	△1.2	△12.1	△13.1	92.9	74.0	
南関東	△8.4	△2.9	△11.1	△2.9	△8.1	△10.8	99.1	83.0	
東山	△24.2	△14.6	△35.3	△0.3	△4.5	△4.8	98.1	74.6	
東海	△7.5	△6.1	△13.1	△1.1	△3.2	△4.3	96.5	79.5	
近畿	△8.6	△8.8	△16.6	△0.1	△5.7	△5.8	94.9	74.2	
山陰	△9.2	△56.7	△60.6	0.0	0.2	0.2	96.9	54.9	
山陽	△7.8	△35.4	△40.5	△0.9	△21.6	△22.3	93.9	50.2	
四国	△9.3	△35.8	△41.8	△0.2	△2.9	△3.1	94.7	50.1	
北九州	△12.7	△6.5	△18.4	△0.4	△3.8	△4.2	96.2	77.3	
南九州	△12.7	△69.2	△73.1	△0.1	△0.4	△0.6	99.2	27.3	

資料 農林水産省「農林業センサス」

(注) 1 緑の網掛けは、地域ごとに①と②のうち減少幅が大きいセル。

灰色の網掛けおよび太い枠線は20年の集落組織のある農業集落の割合が全国平均を下回る地域。

2 05年までの農林業センサスでは、沖縄には「集落組織のある農業集落」がないため、沖縄については掲載しない。

別には、③集落組織数の減少幅が最も大きいのは、南九州（△73.1%）、次いで山陰（△60.6%）、四国（△41.8%）、山陽（△40.5%）である。これらの地域では②集落組織の割合が減少した影響が圧倒的に大きい。一方、減少幅が最も小さいのは北陸（△7.5%）であり、次いで、東北（△11.0%）、南関東（△11.1%）、東海（△13.1%）、北関東（△15.2%）であり、これらの地域では①集落数の減少の影響の方が大きい。

一方、10年～20年の10年間に、③集落組織数は全国で6.8%減少したが、地域別にみると、③集落組織数の減少幅が10%以上の地域は山陽（△22.3%）、北関東（△13.1%）、南関東（△10.8%）である。この3地域および他の地域（山陰を除く）も、②集落組織の割合の減少の影響が大きくなっている。

（注2）05年のセンサスでの農業集落の定義および調査対象の変更内容については、橋詰（2015）15～16頁参照。

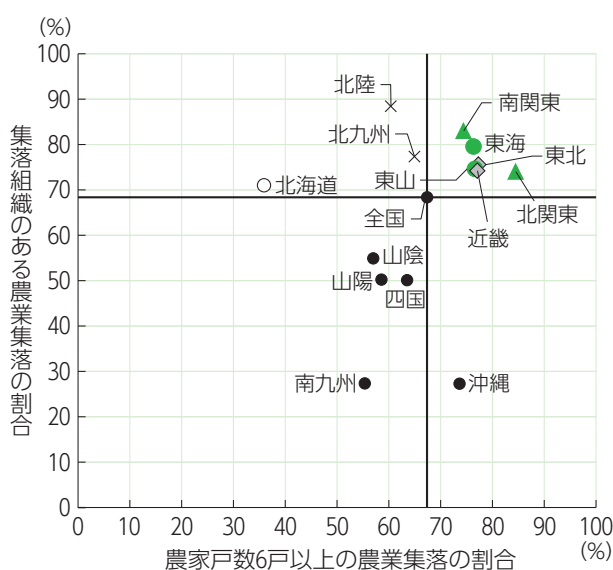
b 集落組織の存続とその要件

このように、①農業集落数および③集落組織数の減少の状況は、地域別に大きく異なったため、1960年にはすべての地域で90%台であった②集落組織の割合は、2020年には、北陸の88.4%から南九州の27.3%まで、ばらつきは大きく拡大し、変動係数は1960年の0.02から2020年には0.25へと上昇した。20年のこの割合が全国平均を下回るのは、南九州（27.3%）、四国（50.1%）、山陽（50.2%）、山陰（54.9%）であり、2000年までに③集落組織数が大きく減少した地域と一致する。

このように地域によって違いがある要因は何か。集落組織がなお多く存続している地域で、存続に影響している要因とは何だろうか。

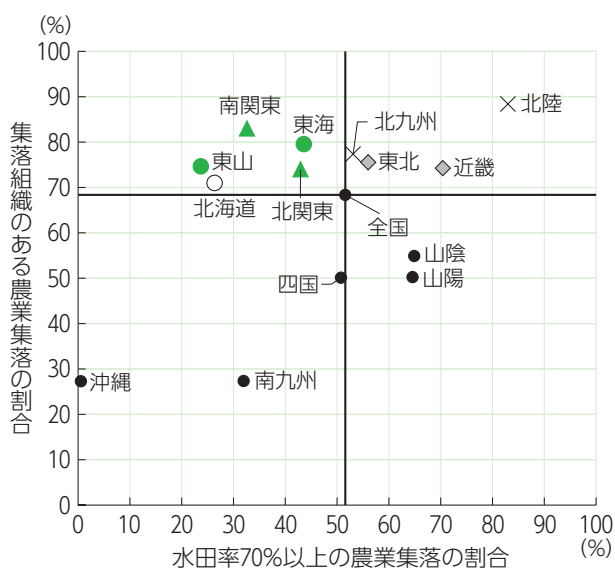
第1図から第3図は、20年について、①農家戸数（「農家戸数6戸以上の農業集落の割合」を略す、以下同様）、②水田率（水田率70%以上の農業集落の割合）、③寄合の回数（寄合年6回以上の農業集落の割合）の3つの指標をX軸として、④集落組織の割合（集落組織のある農業集落の割合）をY軸として、地域別のデータをプロットしたものである。集落組織の割合を説明する要因として、①～③の指標を選択したのは、まず、①農家戸数が一定以上あることが、集落組織として活動するには必要なためである。また、②水田率については、水管理などで集落内の協力が求められる水田農業の場合には集落組織の必要性が高いためである。③寄合

第1図 農家戸数6戸以上の農業集落の割合と集落組織のある農業集落の割合(2020年)



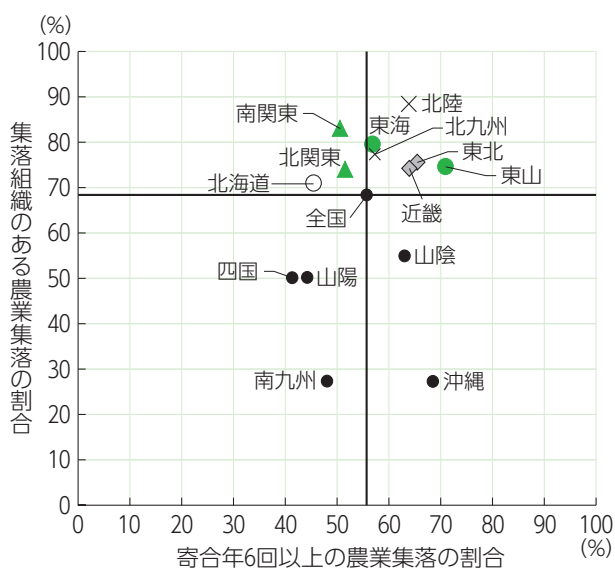
資料 第1表に同じ

第2図 水田率70%以上の農業集落の割合と集落組織のある農業集落の割合(2020年)



資料 第1表に同じ

第3図 寄合年6回以上の農業集落の割合と集落組織のある農業集落の割合(2020年)



資料 第1表に同じ

の回数は、集落のメンバーが共通のテーマを持って、話し合い、行動する、コミュニティ機能の程度を表し、集落組織としての行動力にもつながると考えたためである。^(注3)

第1図で、集落組織の割合が平均以上の

9地域(北陸、南関東、東海、北九州、東北、東山、近畿、北関東、北海道)のうち、6つの地域は、①の農家戸数も平均以上である。一方、北陸、北九州、北海道では、①の農家戸数は平均以下である。そこで、第2図をみると、北陸と北九州では、②の水田率は平均以上となっている。また、第3図では、北陸と北九州で③の寄合の回数は平均以上である。

このようにみていくと、9地域は、これらの3つの指標との関係から、5つに分けることができる。第1に、近畿、東北は、①農家戸数、②水田率、③寄合の回数がそれぞれ平均以上である。第2に、北陸と北九州は、①農家戸数は平均以下だが、②水田率、③寄合の回数は平均以上である。水田農業で規模拡大が進んでいる地域のためと考えられる。第3に、果樹や園芸のウェイトが高い東山、東海では、②水田率は平均以下だが、①農家戸数と③寄合の回数は平均以上である。第4に、南関東と北関東は、①農家戸数は平均以上だが、②水田率と③寄合の回数は平均以下である。第5に、北海道は、①農家戸数、②水田率、③寄合の回数ともに平均以下である。

一方、集落組織の割合が平均以下の地域(沖縄、南九州、四国、山陽、山陰)は、沖縄を除き、①農家戸数が平均以下である。

①農家戸数、②水田率にみる水田農業のウェイト、③寄合の回数にみるコミュニティ機能、のうち、どの要因が主に集落組織の存続に影響しているかは、地域によって異なっているといえるだろう。

(注3) 農林業センサスの20年の都道府県別データによって、集落組織のある農業集落の割合 (y) を目的変数とし、農家戸数が6戸以上の農業集落の割合 (X₁) と水田集落 (耕地に占める水田の割合7割以上) の農業集落に占める割合 (X₂)、寄合が年6回以上開催される農業集落の割合 (X₃) の3つを説明変数、切片をゼロとして、重回帰分析を行ったところ、以下の式が得られた。

$$y = 0.381595x_1 + 0.222549x_2 + 0.572717x_3$$

自由度修正済み決定係数 = 0.916617
F値 = 8.48E-27

c 集落組織の機能にみる地域性

集落組織は、前述のとおり、①農業関係の自主的組織、②農政の実行組織、③農協の基礎組織という3つの性格を持つことが一般的である。

農林業センサスでは10年以降、集落組織の活動内容についての調査が行われていないため、若干古いが、05年のデータから地域別の機能の特徴をまとめよう。あらかじめ、集落組織の割合を確認すると、05年に平均を上回っている9地域は、20年に平均を上回っている地域と一致している。

第4図は①「農業関係の自主的組織」としての機能を表す「農作業の手伝い・労働力の調整」、②「農政の実行組織」としての機能の中心であった「転作に係る連絡・調整」、③「農協の基礎組織」としての活動にあたる「農協活動」の3つの活動内容の集落組織数に対する割合を地域別にみたものである。

集落組織の割合が全国平均を上回る9地域については、

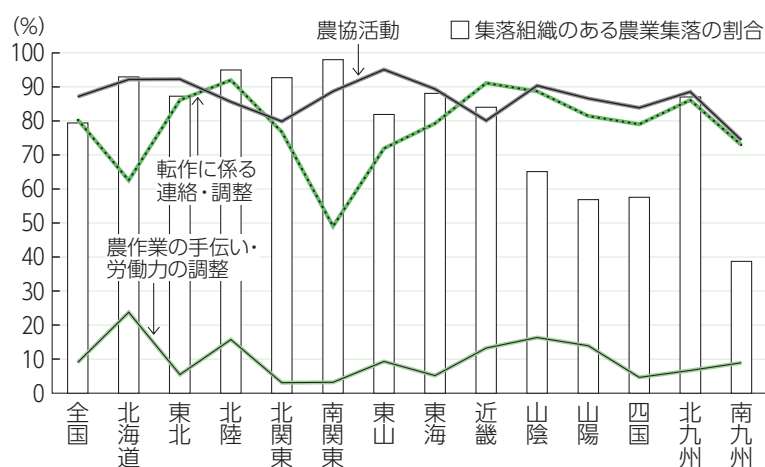
まず、③の「農協活動」は9地域すべてで80%以上の集落組織が実施しているため、他の2つの機能によって地域別の特徴を把握する。以下では、活動内容を次の機能に置き換えている。「農作業の手伝い・労働力の調整」は①「農業関係の自主的組織としての機能」、「転作に係る連絡・調整」は②「農政の実行組織としての機能」、「農協活動」は③「農協の基礎組織としての機能」である。

水田農業のウェイトの高い、北陸、近畿は、①農業関係の自主的組織としての機能も、②農政の実行組織としての機能も全国平均以上である。

同じく水田農業のウェイトの高い、東北、北九州は、①農業関係の自主的組織としての機能は平均以下だが、②農政の実行組織としての機能は平均以上である。

水田農業のウェイトが低い、北海道、東山は、①農業関係の自主的組織としての機能

第4図 活動内容別集落組織の割合 (2005年)



資料 第1表と同じ
(注) 1 活動の割合は集落組織のある農業集落に対する割合。
2 第1表(注)2に同じ。

能は平均以上だが、②農政の実行組織としての機能は平均以下である。

都市化が進んだ南関東、東海、北関東では、①農業関係の自主的組織としての機能、②農政の実行組織としての機能は平均以下であり、③農協の基礎組織としての機能が中心である。

第2表は、集落組織の割合が平均を上回る9地域について、これまでに述べた集落組織が存続する要因と集落組織の機能をまとめたものである。

第2節と第3節では、2つの農協管内の集落組織を紹介して、集落組織の具体的な姿を把握するとともに、機能が維持されている要件を中心に考えてみたい。一つは北海道のJAピンネの農事組合であり、水田農業地帯で過疎地域でもある新十津川町と浦臼町を管内とする。もう一つは、神奈川県

浜の支部である。

第2表に、この2つの農協を位置付けてみると、JAピンネは、水田農業地帯にあり、大規模経営中心のため、北陸の特徴を有する。農家戸数は少ないが、水田率が高く、寄合回数は多い。集落の機能としては、農協の基礎組織としての機能に加え、農政の実行組織としての機能を持つとともに、北海道で比較的多くの集落組織が有する、農業関係の自主的組織としての機能も持つ。一方、JA横浜は、農家戸数が多く、水田率は低く、集落の機能としては、農協の基礎組織としての機能中心という、南関東の特性があてはまる。

2 JAピンネの農事組合

(1) JAピンネの概要

JAピンネは1998年に北海道空知地方の

第2表 集落組織が存続する要因と集落組織の機能による地域別の特徴

		集落組織の機能			
		農協の基礎組織 +農政の実行組織 +農業関係の 自主的組織	農協の基礎組織 +農政の実行組織	農協の基礎組織 +農業関係の自 主的組織	農協の基礎組織
集落組織が 存続する 要因	農家戸数、水田率、寄合回数とも平均以上	近畿	東北		
	農家戸数は平均以下だが、水田率、寄合回数は平均以上	北陸	北九州		
	農家戸数と寄合回数は平均以上だが、水田率は平均以下			東山	東海
	農家戸数は平均以上だが、水田率、寄合回数は平均以下				南関東、北関東
	農家戸数、水田率、寄合回数とも平均以下			北海道	

資料 第1表と同じ

(注) 1 20年に集落組織がある農業集落の割合が全国平均を上回る9地域を分類。

2 集落組織の機能は05年の農林業センサスにより、①「転作に係る連絡・調整」の割合が全国平均以上を「農政の実行組織」、②「農作業の手伝い・労働力の調整」の割合が全国平均以上を「農業関係の自主的組織」、③「農協活動」の割合が80%以上を「農協の基礎組織」とした。

3 第1表(注)2と同じ。

JA新十津川とJAしもとっぶ、JAうらうすの3農協の合併により誕生した。管内は、過疎地域に認定されている新十津川町と浦臼町の2町で、石狩川中流右岸に位置した穀倉地帯にある。農業経営体数は減少を続けているが、1経営体あたりの経営規模は拡大し、規模の大きな経営体では経営が安定し若い後継者が増加している。

JAの主食用米中心の消費者に選ばれる米づくりを目指した様々な取組みと、農家を訪問して幅広い相談に対応する「出向く営農」などにより、JAに対する農家の信頼は厚く、米のJA集荷率は2010年以降90%以上で推移している。21年度のJAの販売取扱高は66.1億円、うち米の取扱高は55.1億円で83.4%を占める。正組合員数は548人、准組合員数は1,252人、職員数は99人（準職員含む）である。店舗は本所のほか、花月支所と浦臼支所の3か所である。

(2) 農事実行組合時代

JAピンネが合併する前の3農協の一つ、JA新十津川とその集落組織の歴史を、新十津川町史編さん委員会編（1991）、新十津川農業協同組合編（1978、1998）によって、簡単に振り返りたい。

まず、1889年（明治22年）の豪雨で奈良県の十津川郷の6村が地滑り、山崩れ、洪水などで甚大な被害をこうむり、その被災者が北海道に移住して、新十津川村を開村した。産業組合法が制定される4年前の1896年（明治29年）、当村に北海道で初めての信用組合が発足した。設立当初は信用単営で

あったが、その後四種兼営の新十津川信用購買販売利用組合（以下、信用組合設立当初から産業組合と表記する）となった。

そして、1928年（昭和3年）に、皇太子生誕の記念事業である御大典記念事業として、産業組管内に行政区を単位として23の農事実行組合が誕生した。当時の北海道では部落重視の農政が行われ、その延長線上に農事実行組合の設立が推進されており、北海道全体の農事実行組合拡大期に、新十津川村でも農事実行組合が設立された。

1932年（昭和7年）の産業組合法の改正で農事実行組合の法人化が認められ、これを機に、農事実行組合は地域的關係、経済的活動を考慮して80組合に分割・再編され、その翌年には75組合が法人格を備えて産業組合に加入した。

農事実行組合の設立当初の活動は堆肥、除草の奨励、冠婚葬祭の簡素化、冗費の節約などであったが、その後、自給肥料の増産、備荒貯金の実施、採種圃の経営、共同施設の設置にも広がっていった。新十津川村農会が農業技術講習会や試験圃などにより、農業技術の普及を行ってきたが、農事実行組合が組織された後は、農会は農事実行組合の活動促進のための団体指導に力を注ぐようになった。

新十津川村では、1930年（昭和5年）の農業恐慌に続き、翌年からの5年間に4回の冷害凶作があったため、小作農の負債は累増し、生活必需品も買えない状態となった。このため、産業組合は法人となった農事実行組合と出荷誓約を取り交わして生産

物出荷契約を結び、これを担保として、肥料および日用購買資金の貸付けを行った。この出荷契約の履行は農事実行組合組合員全員の連帯責任とした。このことにより、農家の当面の経済的な行き詰まりを打開することができたため、農事実行組合を中心とした組合員の相互協調と結束が促され、集荷実績も伸長したとされている。

第2次世界大戦後、1947年に農業協同組合法が可決、交付され、1948年3月にJA新十津川の創立総会が開かれ、8月には当村の農事実行組合は法的に解散し、これに代わって、農業組合組織が結成された。戦後も、農協の経営再建や米の生産振興等で農業組合は重要な役割を果たしてきた。^(注4)

(注4) 名称が農事組合となった時点については新十津川農業協同組合編(1978、1998)から確認できなかった。

(3) 農事組合の組織、体制

JAピンネの集落組織は農事組合である。2022年の農事組合数は31、各農事組合の範囲は、行政区分(町-区-町内)のうち町内と一致している。08年に行政区分の再編とともに、行政・JAからの呼びかけで農事組合の再編が行われ、05年に94であった農事組合数が08年には32となった。08年の農事組合の班の数は85なので、05年の農事組合がほぼ班にあたっている。

弥生区(新十津川町)では08年にそれ以前の10の農事組合が一つに統合されたが、10年には弥生区1町内農事組合、弥生区2町内農事組合、弥生区3町内農事組合の3つに分かれた。小学校、中学校が近くにあり

農薬をまくのに気を付けなくてはならない地区、水神様を祀っている地区、金毘羅様と不動様を祀っている地区と、地区ごとに異なる特徴があり、それぞれがまとまりやすいため、地区からの要望で分かれることになった。行政からの呼びかけだけでなく、地区の要望も踏まえた農事組合の再編が行われていることは、興味深い。

農事組合数は、08年に32となって以降、上記の増加も含め、若干の増減はあるが、20年には31であり、ほぼ横ばいである。

20年の農事組合の構成員戸数は454戸である。農事組合の構成員は正組合員(454人)と正組合員の家族組合員(106人)の合計560人である。正組合員でも畜産農家など農事組合に加入していない農家もあり、また一部の法人は加入していない。1農事組合あたりの構成員は14.6戸、18.1人である。

農事組合の役職には組合長、副組合長、班長があり、また組合長の任期は1年が一般的である。組合長の選出方法は、年齢順、地区順、班ごとに班長を選出して互選など、農事組合によって様々である。

JAピンネは合併した1998年に農事組合サポーター制度を導入した。これは、1班4人からなる24班96人(JAのほぼ全職員)が31の農事組合を担当するものである。班のうち1人が主査となって、農事組合長に直接連絡を取るなど、JA側の窓口を務める。

(4) 農事組合の機能

a 農協の基礎組織としての機能

(a) 役員・総代の推薦

JAの総代の選挙区は、複数の農事組合を合わせて10あり、選挙区ごとに総代の定数が定められている。さらに農事組合ごとに総代の人数が割り振られているので、各農事組合で話し合って総代候補者を推薦する。

JAの役員候補者は、新十津川地区、浦臼地区、理事会推薦枠ごとに定数が定められている。理事会推薦枠以外の2つの地区の役員候補者として適当な人がいる農事組合の組合長が役員推薦会議の推薦人となる。

(b) 集落座談会は地区別懇談会に

以前は農事組合ごとの集落座談会を行っていたが、現在では2つの支所を会場にして、JA主催の地区別懇談会が年2回、総代会前と秋の収穫期に開催される。組合員全員に呼びかけてJAの方針を説明し、意見を聞くものである。

(c) JAからの情報伝達と注文等のとりまとめ、組合員の意見反映

毎月、農事組合サポーターが農事組合長を訪問して、必要な情報提供を行うとともに、農事組合発送文書（JAの営農、生活などすべての部門からの通知文書およびとりまとめ文書）を渡し、それを組合長が直接、あるいは班長経由で各構成員戸に配布し、組合長が注文等のとりまとめを行う。

また農事組合サポーターは農事組合からJAや農業振興等に対する意見・要望を聞き

取って訪問記録を作成し、毎月、所管部である営農部を通じて常勤役員に説明を行っている。

(d) 米の出荷契約

3月と6月の農事組合の常会では、農事組合サポーターが米の生産の目安やJAへの米の出荷契約に関する情報を説明する。6月には、説明後に水稻、小麦、ソバ等の播種前契約について、農事組合サポーターは組合員と個別に面談し、契約を推進している。このことも農産物のJAの高い集荷率に貢献している。

b 農協の基礎組織として以外の機能

(a) 常会

農事組合では毎月ないし年数回、常会が開催され、構成員の8～9割が参加する。JA以外の地域の話、生活についての伝達、区長・町内会長が行政からの連絡事項なども話す場となっている。前述のとおり、常会のうち年2回は農事組合サポーターが米に関する情報を説明することとなっている。

(b) 米の「生産の目安」対応

現在、空知地域では、主食用米の作付意向が強い地域に限られて、JAピンネ管内では希望する面積を作付けできており、農事組合内での生産の目安に対する作付調整は行っていない。

18年からの米の生産調整政策の転換によって、北海道では北海道農業再生協議会が地域協議会ごとの「生産の目安」を提示す

ることになり、この目安を作成するために、農事組合ごとに、8月に農家の翌年の生産のおおよその希望を把握、12月時点でも希望を把握する。翌年1月に町の再生協議会の目安が出され、3月に農事組合長会議で作付面積が決定する。

(c) 農地の流動化における役割

農地は、農事組合内の農家を第一順位として流動化している。離農する人はまず農業委員に相談し、農業委員から農事組合長に問い合わせ、農地の受け手となる組合員が農事組合内にいるかどうかを確認している。

(d) 日常的な集落内の助け合い

水田の水管理は近隣の農家の状況も考慮して、お互いに助け合っている。用排水路の掃除は気が付いた人が行い、一人でできなければ、集落内で協力する。大規模農家は田植え時に「でめんさん」という臨時雇用を利用するが、雇用する短期間に水が融通されることが必須であるなど、規模拡大が進み農家数が減少しているがゆえ、よりその協力が重要となっている。集落内での協力のためには、田の見回りのときの雑談など、日ごろのコミュニケーションが重要になっている。

また、集落内で何かトラブルがあると、農事組合長に相談がある。けがや病気で農作業ができない場合には、他の農家が協力して、代わりに作業を行うこともある。

(5) 農事組合へのJAの支援

a 農事組合サポーター制度

前述のとおり、農事組合サポーターが農事組合に対するJAの窓口となり、農産物の集荷推進や関連する情報提供を行っているが、営農経済を担当する部門以外の職員も含まれているため、一定程度の知識習得が必要となり、相談機能強化対策研修会など研修をJA内で実施している。

b 農事組合活動助成金

毎年、農事組合には農事組合活動育成費が正組合員戸数に応じて支払われ、また農事組合長手当として、定額支払いと正組合員人数に応じた支払いが行われている。

(6) 農事組合の課題と対応

Y農事組合の組合長は、集落がまとまって同じ方向を向き、5年から10年後のこれからの営農を考えることが必要と考えている。また、世代交代が重要な課題であり、そのためには、若い人が農事組合長をやりやすいような配慮が必要で、すでに、これまで農事組合長が務めていた葬儀委員長を葬儀屋にまかせることに変更した。そして、農事組合内のもめごとを収めるのは年長者が行うべきと考えている。

また、JA職員からは、「米の需給緩和がさらに進めば、農事組合単位で生産調整が必要となるなど政策関係の重要な課題への対応が農事組合で必要になる可能性もあるが、農事組合長は輪番制で毎年交代しており、以前実施していた生産調整に詳しい人

は少なくなっている。そのため、農事組合内に政策担当の係など、農事組合長の相談役を置くことが必要になっている」という意見があった。

(7) 農事組合が存続し、機能を発揮している要件

第1に、組織の維持に必要な担い手が確保されていることである。農事組合の構成員（家族組合員を含む）は、平均18人であり、08年に行われた農事組合の統合の成果がみられる。若手の後継者も確保されており、20年の農林業センサスによれば、両町の基幹的農業従事者のうち60歳未満が43.6%を占め、40歳未満が13.3%である。前述のようなJAの営農販売戦略が成果を上げたこともあり、規模の大きな経営体を中心に後継者が増加している。

第2に、集落内の農家間の結びつきが強いことである。水田農業中心のため水管管理などで農家間の協力が必須であり、規模拡大が進んでいるため、それがさらに重要となっている。また、祭祀を通じたつながりがあり、さらに戦前の農事実行組合時代からの歴史的な紐帯も影響しているのではないかと考えられる。

第3に、農事組合が、組合員とJAをつなぐ機能を担っていることである。JAからの情報伝達や組合員の意思反映に加え、米の集出荷などで、農事組合は組合員の農業経営とJAの事業を結びつけている。また、全職員による農事組合サポーター制度によって、組合員とJA職員は日常的なつながりを

持つことができている。

3 JA横浜の支部

(1) JA横浜の概要

JA横浜は、神奈川県の県庁所在地、横浜市を管内とする大規模農協であり、22年3月末の正組合員1万1,224人、准組合員5万9,691人、職員数は1,354人（嘱託、パート等を除く）である。大都市の農協として、指導（営農・組織・相談）、販売、購買、信用、共済など多岐にわたる事業を行っているが、神奈川県の市町村で最も広い農地を管内に抱え、農業振興にも積極的に取り組んでいる。支店は50、うち組合員組織の拠点となる総合支店は30である。

(2) 合併前の支部

JA横浜の集落組織の名称は支部である。

JA横浜は03年に市内5農協（横浜北・横浜南・横浜中央・保土ヶ谷・鶴見）が合併して設立された。『横浜北農協十年史』と『横浜南農協十年史』によれば、JA横浜北、JA横浜南が設立された後、早い段階から支部が存在しており、支部は合併前の生産班であった。

1969年に設立されたJA横浜北では、73年に組合員の代表による組織整備研究会が発足、生産班組織のあり方と正准組合員混住の地域対応について数次にわたる検討の結果、「農協の基礎組織として地域住民の自主性と信頼感をもとに協同活動を行い（中略）明るく住みよい地域社会の建設を行うこと

を目的」として支部の設立が方向づけられ、74年度から実施された。

JA横浜南も69年に設立され、70年の支所運営委員会の「運営委員会規程」には、運営委員会の構成員として支部長が含まれており、支部長とは合併前の生産班長とされている。また、同規程では、運営委員会で協議する事項の1番目に「支部活動を通じ、組織強化に関すること」があげられている。71年度に初めて支部座談会が開催され、正組合員の65%にあたる2,926人が参加し、790件の意見が出された。意見を集約し項目ごとに回答する報告紙（B4判2枚）も発行された。それ以降、支部あるいは支所単位で座談会が開催され、組合員の意見や要望を聞き、事業運営に反映するとともに、組合員の意見とJAの対応をとりまとめて機関紙等で組合員に報告している。78年の資料によれば、支所運営委員会（理事、支部長、業種別部会長、青壮年部・婦人部長で構成）が月1回は必ず開催され、内容は理事会報告、経営検討、事業推進具体策の検討、地区別課題の検討などであった。その報告のうち一般的項目は、支部長から組合員に伝達された。また、JAには委員会の結果録を報告し、理事会に反映させていた。

支部組織を重視する方針はJA横浜に引き継がれ、さらにJAからの支援が追加されている。07年には、支部ごとに組合員が集まる催しにJAが助成を行う「支部活性化特別奨励措置」が初めて実施された。317支部中311支部で旅行などが行われ、6～7割の支部員が参加した。また、12年度には、

初めての支部組織後継者対策イベントが開催された。

(3) 支部の組織、体制

22年1月現在、活動している支部の総数は337、正組合員軒数の93%、8,170軒が支部に属している。15年のJA田奈との合併で支部数（活動中）は340となり、その後支部数はほぼ横ばいである。

支部の構成員は正組合員（1万1,312人、一戸複数正組合員を含む）と把握准組合員（1,614人）の合計1万2,926人である。把握准組合員とは、農業経営の縮小や廃業により正組合員の資格要件をなくした人や正組合員の別居する子弟、正組合員と同様に支部活動をする人などで、引き続き支部活動に参加している人について、支部で「把握している」として支部組織の仲間と位置付けている。把握准組合員は正組合員同様、JAの支部活動助成金の対象になっており、配布する回覧物や広報誌も正組合員と同じである。

支部の統合は行われておらず、支部は地域に古くからある集落が基底となって受け継がれ、それぞれに独自の成り立ちを持ち、また、地縁を基礎とした組合員のつながりから成り立っている。

支部長の任期は2年間で、副支部長、会計、班長などの役員も各支部に置かれている。

(4) 支部の機能

a 農協の基礎組織としての機能

(a) 支店運営委員会を通じたJAからの連絡と意思反映

支店運営委員会は総合支店ごとに開催され、区域選出理事を委員長とし、委員は支部長および女性部など各組合員組織支部の代表者および評議員である。JAでは毎月の理事会の後に総合支店で支店運営委員会が開催され、理事会の報告を含め、JAの情報が支店運営委員会を通じて、組合員に伝えられている。

また、支部長は支店運営委員会を通じて、支部の活動状況や組合員の意見をJAに伝えている。支部長は支部内の班を通じて構成員からの意見をとりまとめ、地域の問題点や支部の組合員から寄せられた意見や要望を支店運営委員会で伝えている。それを経営企画本部経営企画室で集約し、関連部門で対応を検討する。経営企画室で再集約して回答を付したうえで、理事会や支店長会議で報告するとともに、支店運営委員会に報告し、支部長はそれを支部員にフィードバックする。

(b) 総代候補者の立候補

総代の定数は1,000人で、正組合員の立候補に基づき、選挙により選出される。1,000人は総合支店ごとに割り振られ、さらに支部に割り振られるので、支部ごとに立候補が行われる。

(c) 支部座談会

支部座談会は常勤役員が直接組合員から意見を聞く場として開催し、そこで出された意見・要望はJAの諸会議で検討、必要に応じて事業に反映させてきた。09年度以降開催されず、代わって、役職員による正組合員対話運動が行われ、19年度の訪問件数は1万2,775件であった。20、21年に、支部座談会を予定したもののコロナ禍で開催できず、22年には開催を予定している。また、毎年6月の総代会に先立ち、総合支店で、正組合員と把握准組合員を対象に組合員説明会を開催し、常勤役員・部長が総代会資料を説明し、意見を集約する。

(d) 支部長による文書の回覧・配布

支店運営委員会後にJAから組合員への通知や案内を支部長もしくは支部の班単位で組合員に配布・回覧をして、イベントへの参加や注文のとりまとめを行っている。

(e) 一日皆貯金

年2回、7月と12月に、支店運営委員会でJAからお願いをして、支部としての貯金目標を立て、平日の8営業日を一日皆貯金の日として、職員が集金を行っている。

(f) イベントへの参加、協力

JAまつりは、支店ごとにも行われているが、合併前のJA横浜北管内では8総合支店合同で、きた地区JAまつりが行われている。きた地区JAまつりでは、「ふるさとのもち」として各支店の支店運営委員の代表が中心

となり、もちの作成・販売をし、たすけ愛の会会員もお手伝いをしている。JAまつりは組合員同士がふれあう場でもある。

b 農協の基礎組織として以外の機能

(a) 親睦行事

新年会、納涼会、忘年会などの親睦行事が行われており、理事や支店長らJA職員と交流する場ともなっている。

(b) 農業関連の活動

育苗や農地の整備・改修、防除、収穫などの農業関連の共同作業などが行われているが、多くの地域では活動が縮小している。

(5) 支部へのJAの支援

a 事務局機能

総合支店の組織係や管理監督者が支部組織の事務局として、支部の収支報告書作成や総会運営などを手伝っている。本店では組織部組織対策課が支部組織関連の事務統括を担当している。

b 支部活動助成金

JAからは、支部活動助成金が構成員数に応じて支払われ、また支部長手当（定額＋構成員数あたり）も支払われている。

c 支部員交流活動への助成

支部員の交流活動を通じて支部組織の活性化を図る「支部員交流活動」を原則支部ごとに実施すると、そこにJAから助成が行われる。18年度は339支部中338支部で実施、

活動の内容は懇親会174支部、日帰り旅行151支部、宿泊旅行13支部であった。構成員の5割にあたる6,812人が参加した。

d 支部組織後継者対策事業

3年ごとに後継者対策事業を実施しており、18年にはディズニールンドで支部組織組合員後継者統一イベントを開催し、6,162人が参加した。

e リーダー研修会

支部長の改選に合わせ、隔年で、支部長を対象とした「リーダー研修会」が開かれ、役員による情勢報告、外部講師による講演等が行われてきた。20年度からは、「地域農業振興推進大会」と統合し、「JA横浜『協同活動・農業地域振興』の集い」として隔年で開催することになった。

f 組合員や地域との関係強化の取組み

支部だけを対象にしたものではないが、組合員や地域との関係強化のために、以下のような取組みも行われている。

11年度から、「支店を拠り所とした地域対策事業」を行っている。これは、地域の人にJAを知ってもらうことを目的としており、例えば、組合員の畑を借りて、地域の人に収穫体験をしてもらう、行政の区民まつりに参加して組合員の野菜を販売するなど、組合員と支店職員と一緒に活動する。毎年各支店で1事業以上行うことになっており、11年度から20年度までの10年間で、50支店合計で833の事業が行われた。

また、次世代に向けた協同組合の理解者、推進者の養成を目的とした「協同組合講座」では、支店運営委員会から推薦を受けた組合員等30人が、協同組合論、リーダーの役割、JAの組織活動などについて、年7回の講座を受講する。講座修了生へのフォローアップ研修は隔年で開催されている。これまで、「協同組合講座」は毎年行われてきたが、コロナ禍で中止となり、22年度からは隔年で開催予定である。

(6) 支部の課題と活性化の検討

JA横浜では、理事、支店運営委員、支部長が支部の課題と活性化について意見交換を実施、その結果を踏まえて、支店長をメンバーとするプロジェクトが活性化策の検討を行っている。

a JA横浜課題研究会

17年に、区域選出理事を構成員とする第11回JA横浜課題研究会で、支部組織の現状と課題について意見交換を行った。現状の問題として、①支部組織の意義・位置付けへの認識の低下、②役員の高齢化と役員のなり手がいないこと、③支部員の減少、④役員の負担増大、⑤支部加入のメリットが薄れていることがあげられた。そして、支部活動の活性化、新たなリーダーの育成、支部の統廃合、次世代後継者にJAへの理解と加入運動、組合員間の活動を深める施策など、新たな方策の検討をすすめることとした。

b 支店運営委員学習会

18年に、支店運営委員会の後に区域選出理事、評議員、支部長が参加して、支店運営委員学習会が開催された。支部組織の現状と今後のあり方や活性化について、支店運営委員が相互に共通認識を持つとともに、多様な意見を今後のJAの組織運営に反映させていくことを目的に、共通テーマを「組合員自らが育てる支部組織」として、JA横浜課題研究会で話し合われた支部の現状や課題を中心に、意見交換が行われた。

c 活力ある支部組織の実現に向けたプロジェクト

19年には、10人の支店長がメンバーとなり、組織部が事務局を務める「活力ある支部組織の実現に向けたプロジェクト」が設置された。

まず、支店運営委員学習会で出された意見・要望を踏まえて、支部の課題を①支部組織の運営（農業者と非農業者の混在）、②支部役員の負担軽減（支部回覧・配布物の見直し）、③支部の活性化（支部組織活性化対策事業のあり方）、④後継者対策（個別対応による相談機能の強化）と整理した。ただし、課題は一樣ではなく、支店ごと・支部ごと・地域ごとに異なっているため、対策はJA全体で統一的行うのではなく、地域の実情に配慮して実施することが求められていると整理した。そのきっかけづくりとして、課題解決に向けた3つの柱を、①支部長による情報交換（話し合い）の場の設置、②支部組織活性化対策事業の見直し、③支部役員

の負担軽減策とした。支店長を3班に分けてワークショップを行い、3つの柱についての具体的な提案をまとめ、プロジェクトからの提言とした。

d 支部長情報交換会

プロジェクトの提言に基づき、支部長情報交換会が、コロナ禍であったものの20年には37支店で計51回、21年は11月までに、29支店で計38回開催された。

支部長からは、「高齢化や世代交代による支部員の減少」や、「役員のなり手がなく、役員の後継者不足」という悩みが寄せられた。背景には「農家世帯の減少による支部構成員の生活スタイルの多様化や支部活動に対する価値観やニーズの変化」があり、結果として、「少人数で支部役員を回している」「活動は年1～2回程度で、支部員やその家族と顔を合わせる機会がない」という状況で、「今のままでは近い将来、支部は存続できなくなる」という切実な声もあった。

e 活力ある支部組織の実現に向けたプロジェクトⅡ

21年には、支部長情報交換会の協議経過を踏まえて、今後の方向性や具体策を協議する「活力ある支部組織の実現に向けたプロジェクトⅡ」が設置された。メンバーは19年のプロジェクトとは異なる10人の支店長であり、事務局は組織部である。支部長情報交換会とプロジェクトⅡによる検討結果は、事業計画に反映することとした。

プロジェクトⅡでは、できることからチ

ャレンジするとして、まず、「役員のなり手がなく」という意見を受け、JAからの回覧・配布物対応が支部長の負担となっていることから、組合員への情報手段としてインターネットやSNSの活用を考えた。この案に対し支部長からは、肯定的な意見がある一方で、支部役員による回覧物の配布が支部員間のコミュニケーション手段になっているという意見があり、インターネット環境に慣れていない高齢の組合員世代は使いこなせない状況もあった。スマホ教室を開催してインターネットへのアクセスを容易にしつつ、先行してSNSを利用する女性部や青壮年部の状況を勘案して、現状を踏まえた負担軽減策の個別の対応が重要とされた。

(7) 支店運営委員会と支部長情報交換会に参加して

筆者は、22年5月にある支店で開催された支店運営委員会を傍聴、その後に開催された支部長情報交換会にも参加させていただいた。

支店運営委員会では、区域選出理事からの理事会報告、営農インストラクターからの肥料価格の改定等の報告があり、協議事項として、事業実績が検討され、また「協同組合講座」について支店運営委員会から推薦する受講者が決定した。さらに、報告事項として、支部長および部会組織の代表から、支部員交流活動などの実績や今後の予定が報告されたのち、JA職員からJAの行事予定や総代会提出議案、組合員感謝の集い、一日皆貯金の実施などについての説明

があり、全部で15項目の報告であった。これらについて、都度、委員からの質疑と応答が行われた。

支部長情報交換会では、支部長が、支部の役員会や支部員に回覧物を渡すとき、支部内を歩くときに、組合員の意見や地域の情報を積極的に収集していること、支店運営委員会は意見を伝えやすい雰囲気であること、支店運営委員会後に支部員に回覧する資料に自ら必要なコメントを付け加えているなどの話があった。支部が組合員の情報の共有や交流の場、地域のつながりに役立っているという意見もあった。支部の抱える課題としては、支部の組合員の減少、役員の後継者がいないなど、役員のなり手がいないことがあげられた。正組合員の後継者の大半が会社勤めであり、そういう人にとってはJAとつきあう意義がなくなり、支部に加入する魅力も薄いという意見も出された。区域選出理事からは、組合員は支部組織・支部活動に参加することにより、「自分が何をJAに求めているか」をみつけ出してほしいという意見があった。

(8) 支部が存続し、機能を発揮している要件

第1は、支部の構成員が平均38人と比較的多いことである。管内で農家が減少し、かつ支部の統合は行われてこなかったにもかかわらず、構成員数が比較的高い水準であるのは、①農家の後継者が同居または近隣に住むことが多いこと、②JAが一戸複数正組合員制度を導入して加入推進に取り組

んだこと、③把握准組合員として、農業経営を縮小した農家組合員や組合員子弟を支部組織の構成員としていること、④後継者対策事業などで、JAと後継者、後継者同士のつながりを深めていることの効果もあるのではないかと考えられる。

第2は、大都市である横浜市に集落を基盤とする農家のつながりが続いていることである。先祖代々の農を通じた地域のつながりや、講中など寺社を通じた組織や消防団活動などによる紐帯がある。加えて、支部員交流活動での支部単位の懇親会や旅行、JAが主催し組合員が参加・協力する農業まつりや支店まつり、また「支店を拠り所とした地域対策事業」などは、組合員が顔を合わせ、一緒に活動する機会を増やし、地域でのつながりが続いていることに寄与している。

第3は、支部がJAの事業・運営に重要な役割を果たしていることである。一例をあげれば、支店運営委員会、支部を通じてJAの運営にかかる情報が組合員へ迅速に伝えられ、また、同じルートで組合員の意見・要望もJAに伝えられ、JAは対応している。こうした役割の重要性を認識していることも、支部の役員や構成員が積極的に役割を果たすことにつながっていると考えられる。

4 まとめ

(1) 集落組織の存続と機能発揮の要件

農林業センサスによる分析では、①農家戸数、②水田農業、③集落のコミュニティ

機能の3つの要因が、地域によってその影響の度合いは異なるものの、集落組織の存続に影響すると考えたが、2つの農協の集落組織の事例では、これらを農協が支えている状況がみられた。JAピンネでは、JAの農業振興にかかる様々な施策が後継者の増加や水田農業の維持につながっている。JA横浜では、一戸複数正組合員制度や「把握」准組合員制度、後継者対策事業によって集落組織の構成員数は高水準となっており、また、JAが主催あるいは支援する様々なイベントが組合員の交流の場となって、コミュニティ機能の維持に貢献している。

事例では、先の3つの要因に加え、集落組織が組合員と農協にとって重要な役割を果たしていることや、農協職員が集落組織の事務局を担うなど人的な支援を行っていることも、組織の維持や機能発揮に寄与している。これらを背景に、農協の組合員は集落組織の役員や構成員として、農協の基礎組織としての活動に参加し、責任を持って役割を果たしていると考えられる。

(2) 集落組織の課題と対応

JAピンネでは、農事組合の課題として、①農事組合の役員世代交代への対応と、②米価下落によって、農事組合単位で生産調整が新たに必要になる場合に円滑に実施することが提起されている。JA横浜では、①農家の高齢化や、②役員のみならず手不足、③集落組織の意義が薄れていることなどが、支部に関する課題として考えられている。

これらの課題は、他の多くの地域の集落

組織にも共通する課題ではないだろうか。

課題に対して、JAピンネでは、若者にも農事組合長がやりやすく、難しい課題にも農事組合として対応できるためには、経験者のサポートや相談役の設置が必要という解決策を、農事組合長と職員から聞くことができた。

JA横浜では、JAの区域選出理事、支店運営委員、支部長などが支部組織の課題や活性化について、意見交換を行い、その結果をもとに、支店長のプロジェクトで検討して作成した案について、再び支部長の意見を聞くという、組合員とJAが活性化に向けて丁寧に議論するプロセスが積み重ねられている。

集落組織は、農家を中心とした自主的な組織で、活動の主役は組合員である。また、集落組織は、地域や農協ごとに多様であるだけでなく、各組織によっても状況は異なる。そのため、課題とその解決のための方向性については、まず地域において組合員が考え、農協はその意見を丁寧に聞き、それを反映した解決策を組合員とともに作成し、実行することが必要と考えられる。

むすびにかえて

筆者が05年と09年に本誌に執筆した集落組織に関する論文では、組織の統合や再構築、新たな組織の設立など、組織を変革する事例を紹介した(齊藤(2005、2009))。しかし、多くの場合、集落組織の抜本的な改革は難しいと思われるため、本稿では、組

織の改革でなく、既存の集落組織を維持するためにはどのようなことが必要で、それに、農協の支援がどう役立つかを検討した。事例にあげた2つの農協管内の集落組織では、その支援も寄与して、組織が存続、機能しており、農家を中心に地域の人々のつながりや協同の意識が維持されていることがうかがえた。

人口減少、高齢化、行政サービスの低下など、多くの地域は様々な課題を抱えている。全国の農業集落の7割に全体で約10万の集落組織があり、多くの集落組織には、人々の結びつきや協同の意識が維持されていると考えられる。このような集落組織が農協の基礎組織や農政の実行組織としてだけでなく、他の組織との連携も含め、地域の課題を解決するために活躍する必要性や可能性があるのではないか。また、そうした取組みは集落組織の活性化にも寄与するのではないだろうか。このことを、今後の調査・研究課題としたい。

<参考文献>

- ・小林元 (2013) 「JAの基礎組織と課題」 増田佳昭編 著 『JAは誰のものか—多様化する時代のJAガバナ

ス—』家の光協会、119～145頁

- ・斉藤由理子 (2005) 「集落組織の変容と改革方向—多様性と新たな課題—」 『農林金融』 12月号、18～34頁
- ・斉藤由理子 (2009) 「集落組織の展開方向—組織再構築・活性化・新組織の創設—」 『農林金融』 4月号、2～14頁
- ・斉藤由理子 (2020) 「北海道ピンネ農協」 農林中金総合研究所編 『農協の農業関連事業等における損益改善の取組み』 総研レポート2020調-No.5
- ・斉藤由理子 (2021) 「集落組織の地域性」 『農中総研調査と情報』 web誌、11月号、16～17頁
- ・新十津川町史編さん委員会編 (1991) 『新十津川百年史』 新十津川町
- ・新十津川農業協同組合編 (1978) 『組合のあゆみ』
- ・新十津川農業協同組合編 (1998) 『五十年史』
- ・仙田武男 (1978) 「神奈川県横浜南農協 組織結合と組合員の意思反映策」 『農業協同組合』 第24巻第2号、76～82頁
- ・全国農業協同組合中央会編 (1981) 『農協の集落組織育成の方向—集落の機能強化の手引—』
- ・田畑保 (1986) 『北海道の農村社会』 日本経済評論社
- ・橋詰登 (2015) 「農業集落の小規模・高齢化と脆弱化する集落機能—農業集落の動態統計分析と将来推計から—」 『農業問題研究』 第47巻第1号、14～24頁
- ・横浜北農業協同組合編 (1979) 『横浜北農協十年史』
- ・横浜農業協同組合編 (2013) 『JA横浜10年のあゆみ—横浜農業協同組合創立10周年記念誌—』
- ・横浜南農協十年史編纂委員会編 (1980) 『横浜南農協十年史』 横浜南農業協同組合
- ・横浜南農協20年史編纂委員会編 (1989) 『足跡—横浜南農協二十年史—』 横浜南農業協同組合

(さいとう ゆりこ)

